

【前期 第四問】

Xは某大学の刑法ゼミの副ゼミ長であったところ、ゼミの担当教員Aとゼミ員に日頃の感謝として何かウイットに富んだものをプレゼントしようと考えた。そこで、過去の一万円札に描かれている聖徳太子の顔面部分に、Aの顔を描いたものを作成し、これが通貨及証券模造取締法に違反するものか否かについて、ゼミ長Yに意見を聞いた。この時Yは一般紙幣と紛らわしいため違法ではないか、と答えた。そこでXはさらに改良を加え、本物の紙幣のように透かしを入れず、大きさは一回り大きくし、日本銀行と書かれている箇所を全てX銀行に変えた。Xはここまで本物の紙幣と違いがあれば、まさか処罰されることはないだろうと楽観し、これをAとゼミ員に配布した。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和62年7月16日第一小法廷判決